# 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令案 参照条文

<b>(</b>	0
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令(平成五年政令第十七号)	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)
号)	沙
抄	•
	:
•	•
:	•
•	•
:	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
5	1

目

次

◎絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成四年法律第七十五号) 抄)

(定義等)

### 第四条 (略)

- 2 (略)
- 3 政令で定めるものをいう。 この法律において「国内希少野生動植物種」とは、 その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、
- めるものをいう。

4

(略)

- 5 この法律において「特定第一種国内希少野生動植物種」とは、 次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、 政令で定
- 一・二 (略)
- 6 この法律において「特定第二種国内希少野生動植物種」とは、 次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、 政令で定

めるものをいう。

7 (略)

(略)

(希少野生動植物種保存基本方針)

第六条 環境大臣は、 中央環境審議会の意見を聴いて希少野生動植物種の保存のための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求

めるものとする。

- 2 前項の基本方針 (以下この条において「希少野生動植物種保存基本方針」という。) は、 次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 〜 三 (略)
- 律に基づく種の保存のための措置を講ずる必要があり、 希少野生動植物種の個体 (卵及び種子であって政令で定めるものを含む。以下同じ。)及びその器官 かつ、種を容易に識別することができるものであって、政令で定めるものに限 (譲渡し等に係る規制等のこの法

る。 いに関する基本的な事項 以下同じ。)並びにこれらの加工品 (種を容易に識別することができるものであって政令で定めるものに限る。 以下同じ。) の取扱

五~八 (略)

3~6 (略)

(譲渡し等の禁止)

第十二条 希少野生動植物種の個体等は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り (以下「譲渡し等」という。) をしてはならな

い。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一~三 (略)

兀 第二号において単に「特別国際種事業」という。)として譲り渡し、又は引き渡す場合を除く。) る特別特定器官等(第七号及び第十七条各号において単に「特別特定器官等」という。)を、 種別に応じて政令で定める要件に該当するもの(以下「特定器官等」という。)の譲渡し等をする場合(第三十三条の六第一項に規定す (以下「原材料器官等」という。)並びにこれらの加工品のうち、その形態、大きさその他の事項に関し原材料器官等及びその加工品 国際希少野生動植物種の器官及びその加工品であって本邦内において製品の原材料として使用されているものとして政令で定めるもの 同項に規定する特別国際種事業(第十七条

五~九 (略)

2

(略)

(輸出入の禁止)

2

(略)

第十五条 保存に支障を及ぼさないものであることその他の政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。 又は輸入が、国際的に協力して学術研究をする目的でするものその他の特に必要なものであること、国内希少野生動植物種の本邦における 特定第一種国内希少野生動植物種以外の国内希少野生動植物種の個体等は、 輸出し、 又は輸入してはならない。 ただし、

## (個体等の登録)

件で政令で定めるもの は、その個体等について環境大臣の登録を受けることができる。 国際希少野生動植物種の個体等で商業的目的で繁殖させた個体若しくはその個体の器官又はこれらの加工品であることその他 (以下この章において「登録要件」という。) に該当するもの (特定器官等を除く。) の正当な権原に基づく占有者 の要

2~12 (略)

(手数料)

第二十九条 個体等登録機関) 次に掲げる者は、 に納めなければならない。 実費を勘案して政令で定める額の手数料を国 (個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあっては)

一~四 (略)

2 (略)

、特定国際種事業の届出

**第三十三条の二** 取引の態様等を勘案して政令で定める特定器官等(第三十三条の六第一項に規定する特別特定器官等を除く。以下この条か 者は、 するものの譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業(以下この章及び第六十二条第一号において「特定国際種事業」という。)を行おうとする ら第三十三条の四までにおいて同じ。)であってその形態、大きさその他の事項に関し特定器官等の種別に応じて政令で定める要件に該当 大臣」という。)に届け出なければならない。 あらかじめ、 次に掲げる事項を、 環境大臣及び特定器官等の種別に応じて政令で定める大臣 (以下この章において「特定国際種関係

~四 (略)

(特別国際種事業者の登録)

第三十三条の六 の種別に応じて政令で定める要件に該当するもの(以下この章において「特別特定器官等」という。) 譲渡し等の管理が特に必要なものとして政令で定める特定器官等であってその形態、 大きさその他の事項に関し特定器官等 の譲渡し又は引渡しの業務を伴う事

業 (以下この章において「特別国際種事業」という。) を行おうとする者は、環境大臣及び特別特定器官等の種別に応じて政令で定める大

臣 (以下この章において 「特別国際種関係大臣」という。)の登録を受けなければならない。

2~7 (略)

(適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定)

第三十三条の二十五 環境大臣等は、 原材料器官等を原材料として製造された政令で定める製品 (登録等を受けることができるものを除

く。)の製造者の申請に基づき、その製品が登録要件に該当する原材料器官等を原材料として製造されたものである旨の認定をすることが

できる。

2~5 (略)

(経過措置)

**第五十六条** この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判

断される範囲内において、所要の経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。) を定めることができる。

◎絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令 (平成五年政令第十七号) 抄)

(国内希少野生動植物種等)

第一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (以下「法」という。) 第四条第三項の国内希少野生動植物種は、 別表第一

に掲げる種 (亜種又は変種を含む。 以下同じ。)とする。

(略)

2 • 3

(希少野生動植物種の卵及び種子)

第二条 法第六条第二項第四号の政令で定める卵及び種子は、 次に掲げるものとする。

(略)

次に掲げる規定に掲げる種の卵

1

(略)

口 別表第一の表二の第一の二から四まで並びに六のイの(3) の1の項、 (4) の1の項、 3の項及び4の項、 (6) 並び に (8) 0) 1の項並びに

(略)

0) 2の項及び4の項 別表第一の表二の第二の (42)0) (8)1 の項、 の2の項 (44) 3 0 (45) 項及び5の項 (48)の2の項 (51)(12)並 0) び 1 に (52)項、 に掲げる種の種子 (14) の2の項、 (15) (19) (20) 0) 1の項、 (24) (29) (30) (31) (39)

(希少野生動植物種の器官)

第三条 法第六条第二項第四号の政令で定める器官は、 別表第四の科名の欄に掲げる希少野生動植物種の科の区分に応じ、 それぞれ同表の器

官の欄に定める器官とする。

(希少野生動植物種 の加工品

第四条 法第六条第二項第四号の政令で定める加工品は、 次に掲げるものとする。

### (略)

する過程のものを含む。 別表第四の科名の欄に掲げる希少野生動植物種の科の区分に応じ、 それぞれ同表の加工品の欄に定める物品 (これらの物品として製造

## (原材料器官等)

第五条 原材料器官等の欄に定める器官及びその加工品とする。 法第十二条第一項第四号の原材料器官等は、 別表第五の科名の欄に掲げる国際希少野生動植物種の科の区分に応じ、それぞれ同表の

# (個体等の輸出入の要件)

第七条 法第十五条第一項の政令で定める要件は、 輸出については、 次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一・二 (略)
- 2 · 3 (略)

# (個体等の登録の要件)

第八条 法第二十条第一項の政令で定める要件は、 別表第二の表二に掲げる種の個体等であって次の各号のいずれかに該当するものであるこ

ととする。

- 一・二 (略)
- 三 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七条の許可を受けて輸入された個体(当該輸入に係る個体から生じた器官等を含 た加工品を含む。) であって、次のイからハまでのいずれかに該当するものであること。 む。)、器官(当該輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。)又は加工品 (当該輸入に係る加工品を材料として製造され
- イ・ロ (略)
- (当該個体群に属する個体又はその個体から生じた器官等に限る。) であること。 別表第六の種名の欄に掲げる種ごとに、それぞれ同表の個体群の欄に掲げる個体群の区分に応じ、 同表の個体等の欄に定める個体等

(個体等の登録等に関する手数料)

**第九条** 法第二十九条第一項の政令で定める手数料の額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 (略)

別表第六の12 の項及び13の項に掲げる個体等のうち牙 (平成二十六年六月一日以後に本邦に輸入されたものに限る。) についての法第

三~五 (略)

二十条第一項の登録

一の原材料器官等につき千六百円

(特定国際種事業に係る特定器官等)

第十条 法第三十三条の二の政令で定める特定器官等は、 別表第五の4の項に掲げる原材料器官等のうち甲及びその加工品に係る特定器官等

とする。

(特別国際種事業に係る特定器官等)

第十三条 法第三十三条の六第一項の政令で定める特定器官等は、 別表第五の2の項に掲げる原材料器官等のうち牙及びその加工品に係る特

定器官等とする。

(適正に入手された原材料に係る製品)

**第十八条** 法第三十三条の二十五第一項の政令で定める製品は、別表第五の2の項に掲げる原材料器官等のうち牙に係るものを原材料として と、その部分から種を容易に識別することができることその他の環境省令、 製造された装身具、調度品、 楽器、 印章その他の環境省令、経済産業省令で定める製品(その原材料器官等を使用した部分が僅少でないこ 経済産業省令で定める要件に該当するものに限る。)とする。

### 別表第一 国内希少野生動植物種(第一条、第二条、第七条関係)

#### 表一 (略)

### 表二

項 種名
第一 動物界
一哺乳綱
(略)
ロー翼手目
(1) おおこうもり科
(略)
(2) ひなこうもり科
1 Murina ryukyuana(リュウキュウテングコウモリ)
2 Myotis yanbarensis(ヤンバルホオヒゲコウモリ)
ハーうさぎ目
(略)
ニ 齧歯目
(略)
二、鳥綱
イ ちどり目
(略)
ローたか目
(略)
ハーすずめ目
(1) ほおじろ科
(略)
ニーみずなぎどり目
(1) うみつばめ科
(略)
(2) みずなぎどり科
1 Puffinus bryani(オガサワラヒメミズナギドリ)

	ホ ふくろう目				
	(略)				
-	三、農虫綱				
	イ とかげ亜目				
	(1) とかげもどき科				
	(略)				
	(2) かなへび科				
1	Takydromus toyamai(ミヤコカナヘビ)				
	ローへび亜目				
	(1) なみへび科				
1	Opisthotropis kikuzatoi(キクザトサワヘビ)				
[	四 両生綱				
	(略)				
	口有尾目				
	(1) さんしょううお科				
1	Hynobius abei(アベサンショウウオ)				
2	Hynobius amakusaensis(アマクササンショウウオ)				
3	Hynobius osumiensis(オオスミサンショウウオ)				
4	Hynobius shinichisatoi(ソボサンショウウオ)				
5	Hynobius tosashimizuensis(トサシミズサンショウウオ)				
6	Onychodactylus tsukubaensis(ツクバハコネサンショウウオ)				
	(2) いもり科				
	(略)				
	五 条鰭亜綱				
	イこい目				
	(1) どじょう科				
	(略)				
	(2) こい科				
1	Acheilognathus longipinnis(イタセンパラ)				
2	Rhodeus atremius suigensis(スイゲンゼニタナゴ)				
3	Tanakia tanago(ミヤコタナゴ)				

	ローはぜ亜目
	(略)
六	·····································
	イ 甲虫目
	(1) たまむし科
	(略)
	(2) おさむし科
	(略)
	(3) かみきりむし科
	(略)
	(4) げんごろう科
	(略)
	(5) ほたる科
	(略)
	(6) くわがたむし科
	(略)
	(7) はなのみ科
	(略)
	(8) こがねむし科
	(略)
	ローかめむし目
	(1) せみ科
	(略)
	ハちょう目
	(1) せせりちょう科
	(略)
	(2) しじみちょう科
	Celastrina ogasawaraensis(オガサワラシジミ)
	Phengaris teleius kazamoto(ゴマシジミ関東・中部亜種)
	Pithecops fulgens tsushimanus(ツシマウラボシシジミ)
4	Plebejus subsolanus iburiensis(アサマシジミ北海道亜種)

5	Shijimia moorei moorei(ゴイシツバメシジミ)				
	(3) たてはちょう科				
	(略)				
	ニ とんぼ目				
	(略)				
	ホーばった目				
	(略)				
+	二 腹足綱				
	イ 柄眼目				
	(1) おなじまいまい科				
1	Nesiohelix omphalina bipyramidalis(オオアガリマイマイ)				
2	Nesiohelix omphalina omphalina(ヘソアキアツマイマイ)				
	(2) なんばんまいまい科				
1	Mandarina anijimana(アニジマカタマイマイ)				
2	Mandarina aureola(コガネカタマイマイ)				
3	Mandarina chichijimana(チチジマカタマイマイ)				
4	Mandarina exoptata(ヒシカタマイマイ)				
5	Mandarina hahajimana(ヒメカタマイマイ)				
6	Mandarina hayatoi(フタオビカタマイマイ)				
7	Mandarina hirasei(アナカタマイマイ)				
8	Mandarina kaguya(オトメカタマイマイ)				
9	Mandarina mandarina(カタマイマイ)				
10	Mandarina polita(アケボノカタマイマイ)				
11	Mandarina ponderosa(ヌノメカタマイマイ)				
12	Mandarina suenoae(キノボリカタマイマイ)				
13	Mandarina tomiyamai(コハクアナカタマイマイ)				
14	Mandarina trifasciata(ミスジカタマイマイ)				
15	Satsuma amanoi(アマノヤマタカマイマイ)				
16	Satsuma hemihelva(ウラキヤマタカマイマイ)				
17	Satsuma iheyaensis(イヘヤヤマタカマイマイ)				
J	<b>、</b> 軟甲綱				

Ī	(略)				
第_	二 植物界				
	(1) おもだか科				
	(略)				
	(2) ばんれいし科				
	(略)				
	(3) さといも科				
1	Arisaema abei(ツルギテンナンショウ)				
2	Arisaema aprile(オドリコテンナンショウ)				
3	Arisaema cucullatum(ホロテンナンショウ)				
4	Arisaema heterocephalum ssp. okinawense(オキナワテンナンショウ)				
5	Arisaema inaense(イナヒロハテンナンショウ)				
6	Arisaema ishizuchiense ssp. ishizuchiense(イシヅチテンナンショウ)				
7	Arisaema kawashimae(トクノシマテンナンショウ)				
8	Arisaema kuratae(アマギテンナンショウ)				
9	Arisaema nagiense(ナギヒロハテンナンショウ)				
10	Arisaema ogatae(オガタテンナンショウ)				
11	Arisaema seppikoense(セッピコテンナンショウ)				
12	Pothos chinensis(ユズノハカズラ)				
13	Rhaphidophora kortharthii(サキシマハブカズラ)				
14	4 Rhaphidophora liukiuensis(ヒメハブカズラ)				
	(4) うまのすずくさ科				
1	Asarum caudigerum(オナガサイシン)				
2	Asarum hexalobum var. controversum(シシキカンアオイ)				
3	Asarum kinoshitae(ジュロウカンアオイ)				
4	Asarum monodoriflorum(モノドラカンアオイ)				
5	Asarum okinawense(ヒナカンアオイ)				
6	Asarum sakawanum var. stellatum(ホシザキカンアオイ)				
7	Asarum satsumense(サツマアオイ)				
8	Asarum yaeyamense(ヤエヤマカンアオイ)				
	(5) ちゃせんしだ科				

	(略)				
	(6) めしだ科				
	(略)				
	(7) すいかずら科				
1	Lonicera kurobushiensis(クロブシヒョウタンボク)				
2	Lonicera uzenensis(ウゼンベニバナヒョウタンボク)				
3	Triosteum pinnatifidum(ホザキツキヌキソウ)				
	(8) きく科				
1	Aster asagrayi var. walkeri(ヨナクニイソノギク)				
2	Crepidiastrum ameristophyllum(ユズリハワダン)				
3	Crepidiastrum grandicollum(コヘラナレン)				
4	Crepidiastrum lanceolatum var. daitoense(ダイトウワダン)				
5	Saussurea mikurasimensis(ミクラジマトウヒレン)				
6	Saussurea yakusimensis(ヤクシマヒゴタイ)				
	(9) あぶらな科				
1	Draba igarashii(シリベシナズナ)				
	(10) こばのいしかぐま科				
	(略)				
	(11) おしだ科				
1	Ctenitis microlepigera(コキンモウイノデ)				
2	Cyrtomium macrophyllum var. microindusium(クマヤブソテツ)				
3	Dryopteris hangchowensis(キリシマイワヘゴ)				
4	Polystichum lonchitis(ヒイラギデンダ)				
5	Polystichum obae(アマミデンダ)				
6	Polystichum piceopaleaceum(サクラジマイノデ)				
	(12) つつじ科				
	(略)				
	(13) ほしくさ科				
	(略)				
	(14) とうだいぐさ科				
	(略)				

	(15)	りんどう科			
		(略)			
	(16)	ふうろそう科			
		(略)			
	(17)	いわたばこ科			
		(略)			
	(18)	きんもうわらび科			
		(略)			
	(19)	しそ科			
1	Ajuga b	oninsimae(シマカコソウ)			
	(20)	まめ科			
		(略)			
	(21)	ゆり科			
1	Chionog	raphis koidzumiana var. kurokamiana(クロカミシライトソウ)			
2	Fritillar	ria kaiensis(カイコバイモ)			
	(22)	ひかげのかずら科			
		(略)			
	(23)	きんとらのお科			
	(略)				
	(24)	のぼたん科			
		(略)			
	(25)	やぶこうじ科			
		(昭)			
	(26)	すいれん科			
	(略)				
	(27)	らん科			
1	Anoecto	chilus formosanus(キバナシュスラン)			
2	Anoecto	chilus koshunensis(コウシュンシュスラン)			
3	Calanth	e hattorii(アサヒエビネ)			
4	Calanth	e hoshii(ホシツルラン)			
5	Cryptostylis arachnites(オオスズムシラン)				

6	Cryptostylis taiwaniana(タカオオオスズムシラン)				
7	Cypripedium guttatum(チョウセンキバナアツモリソウ)				
8	<i>Cypripedium macranthos var. macranthos</i> (ホテイアツモリ)				
9	Cypripedium macranthos var. rebunense(レブンアツモリソウ)				
10	Cypripedium macranthos var. speciosum(アツモリソウ)				
11	Dendrobium okinawense(オキナワセッコク)				
12	Gastrodia albida(ヤクシマヤツシロラン)				
13	Gastrodia uraiensis(タブガワヤツシロラン)				
14	Goodyera fumata(ヤブミョウガラン)				
15	Habenaria stenopetala(テツオサギソウ)				
16	Hancockia uniflora(ヒメクリソラン)				
17	Hetaeria oblongifolia(オオカゲロウラン)				
18	Liparis viridiflora(コゴメキノエラン)				
19	Macodes petola(ナンバンカモメラン)				
20	Malaxis boninensis(シマホザキラン)				
21	Odontochilus hatusimanus(ハツシマラン)				
22	Odontochilus tashiroi(オオギミラン)				
23	Peristylus lacertifer(タコガタサギソウ)				
24	Phaius mishmensis(ヒメカクラン)				
25	Platanthera boninensis(シマツレサギソウ)				
26	Platanthera okuboi(ハチジョウツレサギ)				
27	Platanthera sonoharae(クニガミトンボソウ)				
28	Platanthera stenoglossa ssp. iriomotensis(イリオモテトンボソウ)				
29	Thrixspermum fantasticum(ハガクレナガミラン)				
30	Vrydagzynea nuda(ミソボシラン)				
	(28) きじのおしだ科				
	(略)				
	(29) こしょう科				
	(略)				
	(30) とべら科				
	(略)				

	(31)	いね科			
	(0 _/	(略)			
	(32)	はなしのぶ科			
		(略)			
	(33)	ひめはぎ科			
		(略)			
	(34)	たで科			
		(略)			
	(35)	うらぼし科			
		(略)			
	(36)	ひるむしろ科			
		(略)			
	(37)	さくらそう科			
		(昭)			
	(38)	いのもとそう科			
1	Pteris fo	ormosana(タイワンアマクサシダ)			
	(39)	きんぽうげ科			
1	Calliant	hemum hondoense(キタダケソウ)			
2	Calliant	hemum kirigishiense(キリギシソウ)			
3	Ranunc	ulus pygmaeus(クモマキンポウゲ)			
4	Thalictr	rum uchiyamae(ムラサキカラマツ)			
	(40)	くろうめもどき科			
		(略)			
	(41)	あかね科			
-	(略)				
-	(42)	ゆきのした科			
1		naseana var. amanoi(オキナワヒメウツギ)			
2	-	yaeyamensis(ヤエヤマヒメウツギ)			
-	(43)	なす科			
-		(略)			
	(44)	きぶし科			

I			
		(略)	
(45)	はいのき科		
		(略)	
(46)	ななばけしだ科		
		(略)	
(47)	ひめしだ科		
		(略)	
(48)	しなのき科		
		(略)	
(49)	ほんごうそう科		
		(略)	
(50)	いらくさ科		
		(略)	
(51)	おみなえし科		
		(略)	
(52)	くまつづら科		
		(略)	

#### 別表第三 特定第一種国内希少野生動植物種(第一条関係)

項	種名		
第-	- 一 植物界		
	(1) おもだか科		
	(略)		
	(2) さといも科		
1	Arisaema aprile(オドリコテンナンショウ)		
2	Arisaema cucullatum(ホロテンナンショウ)		
3	Arisaema heterocephalum ssp. okinawense(オキナワテンナンショウ)		
4	Arisaema inaense(イナヒロハテンナンショウ)		
5	Arisaema ishizuchiense ssp. ishizuchiense(イシヅチテンナンショウ)		
6	Arisaema kawashimae(トクノシマテンナンショウ)		
7	Arisaema kuratae(アマギテンナンショウ)		

8	Arisaema nagiense(ナギヒロハテンナンショウ)
9	Arisaema ogatae(オガタテンナンショウ)
10	Arisaema seppikoense(セッピコテンナンショウ)
	(3) うまのすずくさ科
1	Asarum caudigerum(オナガサイシン)
2	Asarum hexalobum var. controversum(シシキカンアオイ)
3	Asarum kinoshitae(ジュロウカンアオイ)
4	Asarum monodoriflorum(モノドラカンアオイ)
5	Asarum okinawense(ヒナカンアオイ)
6	Asarum sakawanum var. stellatum(ホシザキカンアオイ)
7	Asarum satsumense(サツマアオイ)
8	Asarum yaeyamense(ヤエヤマカンアオイ)
	(4) きく科
	(略)
	(5) あぶらな科
1	Draba igarashii(シリベシナズナ)
	(6) おしだ科
	(略)
	(7) ほしくさ科
	(略)
	(8) りんどう科
	(略)
	(9) ふうろそう科
	(略)
	(10) ゆり科
1	Chionographis koidzumiana var. kurokamiana(クロカミシライトソウ)
2	Fritillaria kaiensis(カイコバイモ)
	(11) らん科
1	Anoectochilus formosanus(キバナシュスラン)
2	Cypripedium macranthos var. macranthos(ホテイアツモリ)
3	Cypripedium macranthos var. rebunense(レブンアツモリソウ)

4	<i>Cypripedium macranthos var. speciosum</i> (アツモリソウ)		
5	Dendrobium okinawense(オキナワセッコク)		
6	Macodes petola(ナンバンカモメラン)		
7	Odontochilus hatusimanus(ハツシマラン)		
8	Odontochilus tashiroi(オオギミラン)		
	(12) はなしのぶ科		
	(略)		
	(13) うらぼし科		
	(略)		
	(14) きんぽうげ科		
1	Callianthemum hondoense(キタダケソウ)		
2	Callianthemum kirigishiense(キリギシソウ)		
3	Thalictrum uchiyamae(ムラサキカラマツ)		
	(15) ななばけしだ科		
	(略)		

別表第四 (略)

別表第五 (略)

別表第六 (略)